

## 長野県告示第65号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年2月8日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
駒ヶ根市中沢7253の53、7253の54
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第66号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

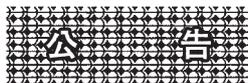
平成28年2月8日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
上伊那郡中川村大草6808、7613の40、7613の41、7613の44、7613の50から7613の54まで、7613の70
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課



## 公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成26年法律第101号）第18条第1項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可しました。

平成28年2月8日

長野県知事 阿部 守一

## 1 縦覧に供する農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
有限会社市川	佐久市大沢1187	佐久市大沢字水沼311ほか81筆
柏木 一芳	佐久市大沢2125	佐久市大沢字上中沢2122-1ほか1筆
木内 功	佐久市大沢2047-1	佐久市大沢字金山久保1758ほか4筆
浅沼 惺	佐久市大沢1198	佐久市大沢字三枚平1259-1ほか1筆
竹内 泰明	佐久市大沢1189-1	佐久市大沢字城下519-1
北村 拓馬	下伊那郡松川町元大島3262-1	下伊那郡松川町大島1558ほか9筆
坪田 晶久	下伊那郡松川町上片桐300-5	下伊那郡松川町上片桐1070-1ほか1筆

小口 茂	安曇野市豊科南穂高4491-2	安曇野市豊科南穂高1781
降旗 喜久男・治喜	安曇野市豊科高家5243	安曇野市豊科高家5538ほか5筆
吉田 保	安曇野市穂高有明7385	安曇野市穂高有明6323-1ほか2筆
松島 望	安曇野市穂高有明1090	安曇野市穂高有明968-1ほか6筆
有限会社細田農産	安曇野市三郷明盛403-1	安曇野市三郷明盛461-1ほか11筆
青木 善茂	松本市梓川倭113-2	安曇野市三郷温157-2
茅野 勝彦	北安曇郡松川村4627-1	安曇野市穂高有明7536-3
和田 昇	北安曇郡松川村4360-13	安曇野市穂高有明7541-28ほか6筆
牛越 信夫	北安曇郡松川村5066-3	安曇野市穂高有明7541-39ほか4筆
小口 道昭	安曇野市豊科南穂高4385-1	安曇野市豊科南穂高1770ほか2筆
曾根原 令起	安曇野市穂高有明1365	安曇野市穂高有明6738-2ほか5筆
有限会社あづみアグリサービス	安曇野市豊科4270-6	安曇野市堀金三田926-1ほか1筆
農事組合法人有明営農組合	安曇野市穂高有明4125	安曇野市穂高有明4303-1ほか4筆
宮下 賢	安曇野市豊科3467-1	安曇野市豊科2800ほか5筆
清沢 美智穂	東筑摩郡朝日村針尾510-2	東筑摩郡朝日村大字古見2113-1ほか1筆
小松 知寛	東筑摩郡筑北村坂井6085	東筑摩郡筑北村坂井字大吉原1642-1
アルプス運輸建設株式会社	松本市大字神林3864-7	東筑摩郡筑北村西条字町ヤシキ1768ほか14筆
農事組合法人野尻湖ふるさと農園	上水内郡信濃町大字野尻898-4	上水内郡信濃町大字野尻字傳九郎新田1574-1ほか9筆
仲俣 孝志	上水内郡飯綱町黒川1643	上水内郡飯綱町大字小玉字土府223ほか6筆
株式会社とざま	飯山市大字中曾根110	飯山市大字寿字長橋1004-2ほか533筆
農事組合法人やなぎはら	飯山市大字旭255	飯山市大字旭字田中684ほか346筆
農事組合法人オー・エス・ケー外様	飯山市大字中曾根110	飯山市大字緑字恵比須685ほか100筆
小嶋 秀典	飯山市大字旭6181-イ	飯山市大字旭字前田6257ほか27筆
今清水 重門	飯山市大字常盤3731	飯山市大字常盤字鋤柄2839ほか30筆
農事組合法人ファームステーション木島	飯山市大字野坂田280	飯山市大字下木島字小樋沖66-1ほか15筆
佐藤 健一	飯山市大字照里2831-2	飯山市大字常盤字堀切3293ほか13筆
中原 義行	飯山市大字常盤3491	飯山市大字常盤字道下3215-1ほか2筆
関 聖二	飯山市大字照里630-1	飯山市大字常盤字鋤柄2863ほか5筆
三ツ野 英二	飯山市大字常盤3590-4	飯山市大字常盤字道上3520-1
万場 喜夫	飯山市大字常盤3220-3	飯山市大字常盤字鋤柄2890ほか3筆
中原 森雄	飯山市大字常盤3190	飯山市大字常盤字鋤柄2858ほか6筆
大原 悦男	下高井郡木島平村大字往郷2177-1	下高井郡木島平村大字往郷字下川原2362ほか1筆

内堀 初	下高井郡木島平村大字往郷2812	下高井郡木島平村大字往郷字部谷沢2693-2ほか4筆
農事組合法人木島平村農業生産組合	下高井郡木島平村大字往郷973-1	下高井郡木島平村大字穂高字萩原4531-1ほか1筆
水上 清治	下高井郡木島平村大字上木島3216-2	下高井郡木島平村大字上木島字池平3219ほか13筆
丸山 勝敏	下高井郡木島平村大字往郷2811	下高井郡木島平村大字往郷字山根2798
田中 正己	下高井郡木島平村大字往郷1391	下高井郡木島平村大字往郷字大塚沖9233

## 2 農用地利用配分計画を認可した日

平成28年2月8日

農村振興課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、中野都市計画に関する都市計画の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成28年2月8日

長野県知事 阿部 守一

## 1 開催日時及び場所

- (1) 開催日時 平成28年3月5日（土） 午前10時から
- (2) 開催場所 中野市市民会館1階46号会議室（中野市三好町一丁目3番12号）

## 2 都市計画の変更案の概要

- (1) 都市計画道路
  - 3・5・7号松川上小田中線
  - 3・5・9号立ヶ花東山線
- (2) 変更案の閲覧
 

平成28年2月9日（火）から平成28年3月4日（金）まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

## 3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」といいます。）を提出してください。

- (1) 公述申出のできる者
 

都市計画案に係る区域内の土地所有者その他利害関係を有する者
- (2) 公述申出期間
 

平成28年2月9日（火）から平成28年2月23日（火）まで（郵送の場合は、同日までに到着したものに限ります。）
- (3) 公述申出書の提出先
 

長野県建設部都市・まちづくり課、長野県北信建設事務所、中野市役所
- (4) 公述申出書の様式
 

別紙様式のとおり

## 4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選出して公述人に通知します。  
なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

## 5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

(第2号様式)

(別紙様式)

公 述 申 出 書

(整理番号 )

中野都市計画道路の変更案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成 年 月 日

長野県知事 阿部 守一 殿

公述申出人

住 所 〒

ふりがな  
氏 名

(電話 )

意見の要旨

- (備考)
- 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。
  - 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読できるよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。
  - 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市・まちづくり課